

古事記歌謡と訓字

内 田 賢 徳

はじめに

文体という概念は、優れて意味を定位することに関わる。「古事記」の文体というテーマは、そこにどのような意味が定位されてあるかという内容を内容とする。それは、まず日本語の文がそこにあるのかということを出発としなければならない。必ずしも自明とは言えない中に確定された日本語の文をいかに求めるか、小稿「古事記の『文』」(「古事記研究大系 古事記の言葉」^①所収、以下前稿と称す)は、それを作業として与える試みの一つであった。本稿は、それに続いて、「古事記」の文の中の一つの徴証を見ることになる。

1 「古事記」の文と旧辞

「古事記」が先行する文献に多くを拠ることは、序文にも明言されるし、また稗田阿礼の「誦習」ということに明らかである。「誦習」が旧記の訓みを日本語として確定し、暗誦するほどに口にならずますことであつたというのは、今日の定説である。その実態は措くにしても、「誦習」とは、旧記に即して、そこにあるべき日本語の文を作り出す営みで、まずはあつたと考えてよい。旧記と言えるものが、いわゆる「天武奏覧本」(原古事記)に限定されず、原資料群を含むことは、十分予想されてよい。^③「原資料群—天武奏覧本(原古事記)—現古事記」という成立過程を事実に前提とすることは控えねばならないが、過程自体を想定することはできよう。「古事記」の文という側面からすれ

ば、その日本語としての文が成立する過程である。「誦習」とはその過程の半面の営みの謂いであり、そして稗田阿礼とは、その営みの主体の抽象である。即ち、旧記の中からあるべき日本語の文を作り出すことにおいて、暗誦するほどに口にならずんだ、その最終的な日本語を所有する主体である。「原古事記」とは、従つて、彼の舌をもつて初めて日本語の文であることを支えられるような形態のものであつたことになる。そして、それを基礎として「現古事記」の文章形式を作り出す営みが、もう半面に考えられねばならない。言うまでもなく、太安萬侶の「撰録」がその営みであり、もとより安萬侶は、稗田阿礼と同じ意味においてその主体の抽象である。抽象であることとは、例えば「撰録」が、「撰録帝紀」、討「覈旧辞」と言われるように、天武の行為でもあつて、即ちその意志に発して安萬侶へと続く一連の営みであるとすべきであるような、連続する営みを最終的な一人に代表させることである。『古事記』の文を考える立場にあつてはそれだけで十分であらう。

右の過程とは、ことがらとしても、記した資料の用字をも含む文章の性格としても、そしてそれに対応すべき日本語の口頭言語性においても混在していた「諸家之所貴帝紀及本辞」の中から「邦家之経緯、王化之鴻基」即ち歴史を構想し、日本語において一つの文章をなすことに他なら

ない。『古事記』の文体という時、成立したその文章において意味がどのように形を与えられているかということがテーマとなる。『古事記』の文という視野は、その立場に属して、具体的な徴証を求めめるものである。

例をあげて述べ進める。

我子者不_レ死有_レ祁理。我君者不_レ死坐_レ祁理。

(上卷)

この二文は、日本文であることを確定できる。^①その文形式は、「現古事記」以前の資料の中で口頭的に固定的なものと思しい。死者に対してその死を認めないという言葉の詞章は、後の挽歌の中にも見られ、この二文の形式はそうした儀礼性のもとに固定的であろう。ただ、表記の形式から言える日本文の確定的なあり方が、直ちに口承上の確定を指し示すのでないことは注意したい。もとより口承の実態はいかにしても明らかにしえない。しかし、その不可能性において懷疑に構えるのではない。口承上の確定を想定しえないのは、次のように、同類の詞章が複数の文献に互つてゆれをもつことがあるからである。

(イ) 淡海之久多綿之蚊屋野、多在_二猪鹿_一。其立足者、如_二茂原_一、指拳角者、如_二枯松_一。

(下卷) 安康

(ロ) 今於_二近江来田綿蚊屋野_一、猪鹿多有。其戴角類_二枯樹

末。其聚脚、如_三弱木株。呼吸氣息、似_三於朝霧_一。

(雄略前紀)

(イ)是野也、麋鹿甚多。氣如_三朝霧_一、足如_三茂林_一。

(景行紀四十年是歲)

(イ)のあることは、この類の詞章が、(イ)(ロ)が共に拠った雄略の伝承に固有の詞章でなかつたことを示す。(イ)(ロ)(ハ)の多様は、こうした詞章、つまり立派な獲物が多くそこにいると言明することが、狩りについての呪的な詞章として一般性をもつことを推測させる。また、(イ)に対する(ロ)を『日本書紀』独自の文飾として捉えることも、(ハ)に照らして妥当でない。(イ)(ロ)の相異は、この詞章の伝承の中のゆれを示すとしなければならぬ。そこに文体的な同一性を、例え(イ)として予定することはできない。

少し詳細にみておく。(ロ)には(イ)(ハ)のすべての要素が尽くされ、その点(ロ)は増幅の跡をもつ。(ハ)は合理的である。これらの要素、つまり足、角、息はすべて鹿のことであつて猪のことでない。(ハ)の「麋鹿」(麋はおおしか)は称辞の対象を内容に合わせて限定している。(ロ)が後続の本文中に「猪有」とするにも拘らず、この詞章の中で猪を対象としないこととは際立って対照的である。これらの詞章は、まず「某所ニ(サハニ)シシ(サハニ)アリ」という文に始まることを共通としていただろう。口頭的には形式として

確定的なその文の中で、シシがいかなる訓字表記を与えられるのかという視点は(イ)にはない。「麋鹿」という語はシシという訓を予定したのではない。それに対して、(イ)(ロ)の「猪鹿」という表記には検討すべき点がある。『古事記』にシシと訓むべき例はもう一つあつて、「如_レ軻完生_三御腕_二(中卷 仲哀)の「完」(完は穴の俗字、穴は肉の誤字)がそれである。むしろ正訓とも称すべきそれに対して、或いは「鹿」と表記すること(「鹿自物」萬2・一九九)に対して、「猪鹿」が用いられる理由はどこにあるのか。

「猪鹿(鹿猪)」という並べ方は漢語的でない。にも拘らず、『萬葉集』にも「鹿猪踐起」(3・四七八)「鹿猪田」(12・三〇〇〇)のようにシシの表記に用いられる。恐らく、シシと言う時、獲物一般を指して、「猪鹿」と列挙する方法が、それぞれの状況の特定を越えて、訓字としての一般性を得たものではなかつたか。シシアリの詞句は、それぞれの個別的な状況のもとで、訓字を与える時その一般性に就いたと考えられる。(ロ)において、「猪鹿」は、シシという和語に慣用的に宛てられる、言わば原資料の和臭の残存である。

以上のように、(イ)(ロ)(ハ)を通して、狩りの詞章の一つの文形式を抽出することができる。『古事記』がそれ以前の資料にいかに対しているかというこの断片をそこに見るこ

とができる。しかし、そこに見出される関係は一般的とはし難い。シシアリという句は(イ)(ロ)から析出された口頭性をもち、そしてシシに訓字が意識される時「猪鹿」という表記が一般的であつたらしいことは確定できるにしても、詞章の全体にそれは及ばず、全体は一定の要素を満たして、形態的には不定性をもつものであつたとしか言えない。(イ)という固定の中でも「猪鹿」という訓字表記に右の指摘ができるにとどまる。口承的な形式から「古事記」の文へという課題に対して、余りに特殊な事例と言えよう。より一般的な徴証は、歌謡における訓字の契機に見出される。

2 歌謡と訓字 (1) 対応

記紀歌謡が一字一音の仮名表記であることは、どこに理由をもつか。歌謡自体の表記の徴証からは、原資料が既にこの表記形式であつたとも、或いはむしろ訓字中心の表記の中から、記紀間に対応するそれぞれが成立したとも考えられる。外部の状況は措く。ただ、仮名表記の事実が決してそこに訓字の関与することを拒否するのではないということは明らかであろう。なぜなら、『古事記』にあつて、歌謡の歌詞がいかなる意味をもっているか、歌謡が所伝に對していかなる位置を占めるかということには細かい配慮が働いており、それは記歌謡の際立つた特徴であつた。⁽⁸⁾従

つて、歌謡が仮名表記の故に「全以音連者、事趣更長」(序)のような不都合が生ずることは、まずはなかつたとすべきである。意味が明らかであることは、通常そこに訓字を中心とした日本語の文を表記の上でも予定しようことを指す。『古事記』成立の状況の中でも既にそうであつた。それは日本語の文が記されることにおいて普遍的な事情だつた筈である。

歌謡において訓字の契機を考えることは、注釈において歌謡を釈文にすることに始まるのではなく、既に「古事記」の内部の問題であつた。「誦習」「撰録」とは、旧記の漢文的でもあつた文表記の中に日本語を訓み取り、表わすことのみならず、もし既に仮名表記であつた歌謡資料があつたとしたら、その「以音連」ねた中に適確に日本語の文を示すことも含んでいたであらう。仮名表記であることは、意味がその文脈の中に明らかであることを条件とし、また逆に歌詞が一字一音で確定されていて初めて所伝という意味の説明が価値をもつという二つの部分の有機的な関係が、記歌謡、紀歌謡の相方にそれぞれに見られる。

記歌謡における訓字の契機について、既に青木紀元氏『日本神話の基礎的研究』⁽⁹⁾に、次のことが指摘されている。

於是、七媛女遊行於高佐土野^{佐土野}以音^{以音}。

伊須氣余理比売在其中。(中略)以歌白於天皇。

曰、

夜麻登能 多加佐士怒袁 那、由久 袁登壳杵母
多礼袁志摩加牟 (中卷 神武 記15)

この部分で、所伝の「遊_ユ行於_ニ高佐士野_ニ」は、歌謡の「多加佐士怒袁 那々由久 袁登壳杵母」によって書かれている。従つて「遊行」は「行_{ユク}」を生かして訓むべきで、そうした関係は、右に続く部分の「立_ツ於_ニ最前_ニ」と「伊夜佐岐陀豆流」(記16)、また「黥利目」と「佐那流斗米」(記17、18)にもある。青木氏はこの対応の現象を『古事記』が外部の歌謡を取り入れたために、そこに整合性をもたせる必要から生じた措辞と位置づけている。その解し方の立場は一般に理解されやすいものではあるが、ことからは今少し複雑な様相をもっていると考ええる。右の「神武聖婚歌謡群」のあり方にしても、あからさまな外部との結合とは言えない質をもつ。

右の現象がいかなる質のものか、以下検討する。

茲大神、初作_ニ須賀宮_ニ時、自_ニ其地_ニ雲立騰_ニ。余、作_ニ御歌_ニ。其歌曰、

夜久毛多都 伊豆毛夜幣賀岐 都麻碁微余 夜弊
賀岐都久流 曾能夜弊賀岐袁 (上巻 記1)

において、「雲立騰」は歌謡の「夜久毛多都」に対応する。但し、「雲_{クモ}」「立_{タツ}」は標準的な正訓であるため

に、その対応が本文の訓の問題として扱われることはなく、かえつて『古事記』の、いわゆる独立歌謡への対し方として扱われる。右の青木氏も、この部分について、「取り入れた歌謡と旧辞との間に不自然さが残らないようにと努力した跡」として「自_ニ其地_ニ雲立騰_ニ」という「措辞」を位置づけている。しかし、記1が記紀の外部で、須佐之男命の聖婚と無縁に、独立した室寿きの歌謡として伝承されてあったことは論証の限りでなく、むしろ記紀歌謡の一般から推して、記1はミユトスを起源的に内包することにおいて伝承されていたとすべきだろう。記1の形式がそこにおいて成立したか、それ以前にこの形式をもっていたかは明らかでないが、「雲立騰」の部分は『古事記』においてこそ与えられたであろう。ここで『古事記』が意図するのは、一つの主題的な統一である。須賀の地に鎮まる須佐之男命の、鎮まる神としての自足が、「雲_{クモ}」「八重垣」という蔽うものの神話的同一性に即して言われることが読み取られねばならない。特に「雲立騰」と記されるのは、その蔽うものの同一性のためである。神の鎮まりを蔽つて祝福するものとして「雲_{クモ}」「八重垣」はある。二つは、神話と習俗、古事記歌と古代歌謡の対立として扱一的にあるのではない。そして、クモという日本語は蔽い隠すことをその名義としている。①。その中で、「雲立騰」は「夜久毛多都」に対して

説明的であり、かつそのあり方は、言わば訓字を与えたような位置にある。歌謡における訓字の契機とは、具体的にはこのような現象を指す。

ということの意味するところは、歌謡へのその説明が歌謡の具体的なことばに即してのものだというのである。

亦一時、天皇為_レ將_レ豊菜_ニ而、幸行日女嶋之時、於_レ其嶋、鴈生_レ卵。余、召_レ建内宿禰命、以_レ歌問_レ鴈生_レ卵之状。其歌曰、

多麻岐波流 宇知能阿曾 那許曾波 余能那賀比
登 蕪良美都 夜麻登能久迹余 加理古牟登岐久
夜 (下卷 仁徳 記71)

歌謡の「加理古牟」に対しての「鴈生_レ卵」の部分は、コム(コウム)のコが卵の意であることを注意させる。コは「卵 加比古」(十卷本倭名類聚抄)「卵 カヒゴ」(観智院本類聚名義抄)のコであり、

渋谷の二上山に鷺そ子産といふ翳にも君がみ為に鷺そ子産といふ (萬16・三八八二)

のコムは、記71と同じく卵を生むの意である。

ことばに即しての説明とは、一種の注釈であり、その形式のみを取り出せば、「古牟、生卵也」とあることになる。そして、そこには二つの視点が存する。一つは、本文におけるその訓字が歌謡に即して訓まれるべきだということである。

ある。

故、鐸懸_ニ大殿戸、欲_レ召_レ其老媪之時、必引_レ鳴其鐸。……毛_々豆多布 奴豆由良久母……

(下卷 顯宗 記111)

「鐸」は歌謡の「奴豆」に従って訓むべきだろう。ヌテは、「鉦。奴利天」(天治本新撰字鏡)、「鈴鐸。上須受、下奴利天」(新訳華嚴經音義私記)のヌリテのり脱落形(ノリタマフ√ノタマフは類例)で、他に「鈴鐸。上須受、下奴豆」(大治本華嚴音義)の確例をみる。歌謡と本文間でのものとしての関係からすれば、ヌテの訓みがふさわしい。次の例で、その関係は格関係に示される。

茲船破壊以焼_レ塩、取_レ其焼遺木_ニ作_レ琴、其音響_ニ七里。
余、歌曰、

加良怒袁 志本余夜岐 斯賀阿麻理 許登尔都久
理…… (下卷 仁徳 記74)

右の「焼_レ塩」「作_レ琴」は、一般的に予想される「塩ヲ焼_キ」「琴ヲ作り」ではなく、歌謡に従って「塩ニ焼_キ」「琴ニ作り」と訓むことになる。

訓字を与えることの注釈性の今一面は、まさに注釈性それ自体としての対応である。つまり歌謡の和語の意味を訓字でこそ説明的に与えるといった関係である。先の関係を表面とするその内面と言つてよい。

故、追到之時、待懷而歌曰、

……能知母登理美流 意母比豆麻阿波礼

(下卷 允恭 記89)

「懷」は歌謡の「意母比」に対応する。「オモヒ妻」は、離れてある状況の中で、妻を自らの心中に包摂しようとする謂いである。「懷」は、『毛詩』(幽風・東山)中の、周公東征からの凱旋時の兵士の思いを歌う一節、「不可_レ畏也、伊可_レ懷也」の「鄭箋」に、「懷、思也。室中久無_レ人。故有_レ此五物」(シケムシヤアシダカグモなど故郷の家に巣くっているもの)。是不足_レ可_レ畏。乃可_レ為_レ憂思」とあるような、なつかしいおもいをいう。ナツカシ、イダクの訓が示すような、帰属してあるべきものと離れてある時のおもいである。「征夫懷_レ親戚、誰能無_レ恋情」(魏王粲「從軍詩五首・其二」文選卷二十七)の「懷」が近い用法である。本文の「懷」が、そのように歌謡の「意母比」を説明するあり方は、例えば、「意母比、懷也」とすればよく示されるような注釈的であり方である。その結果として、本文の「懷」はオモヒテと訓読する他ない。話の筋の状況からは、「待懷」をマチイタミテと解し、訓むことも可能ではある。しかし述べ来ったような歌謡と本文の関係はそれを拒否する。

但し、訓読を一つの結果としてみるならば、この関係は

訓みを細部に互つてまで指定するとは限らない。例えば、先の「遊行」と「由久」(記15)の場合、ユクことの内容が「遊行」と説明されているのであって、アソベルニの訓であつてもそれが果されているという解し方を構えること自体は可能である。「生_レ卵」とはやや異なる面がある。本文の訓字を歌謡の語に合わせて訓むという現象は、要するにそこに訓義が示されることの結果に他ならず、直接的にそのあり方の示される場合と、訓読に直接するとみえない場合とがあつてよい。例えば「遊行」がアソビユケルであるかアソベルであるかは傍証に委ねられる。

如_レ此行定而、日八日夜八夜以、遊也。

(上卷)

この「遊」をアソビキと訓むのなら「遊行」にはアソブのみでない訓、アソビユクがあつてよい。「阿蘇比阿留伎斯」(萬5・八〇四)のような複合構成とも適合的である。とすると、ここでも先の関係は本文の訓にも及んでよいと言える。

そうした関係は、かえつて次のような現象に支えられる。適当な訓字は、いつでも得られるとは限らない。次の例のように、歌謡の仮名表記をそのまま本文に用いるのは、そうした事例と見られる。

其猪怒而、宇多岐依来_{宇多岐三字以音也}。故、天皇畏_△其宇

多岐、登_△坐榛上_△。余歌曰、

……宇多岐加斯古美…… (下巻 雄略 記98)

「畏」が「加斯古美」に対応しているのに対して、「宇多岐」に訓字は与えられない。しかし、「宇多岐」に対応しそうな訓字は考えられる。

俄而見逐_レ嗔猪、從_二草中_一暴出逐_レ人。

(雄略紀五年三月)

の「嗔猪」は、ウタクその猪である。そして、「嗔。徒豎反。嗔盛声也」(萬象名義、声はいきおいの意)、「嗔。昌仁切。怒也。今作_レ嗔」(大広益会玉篇)、「嗔。昌(仁)切。説文、譎恚也。賈侍中説、言(譎)咲(笑)也。蒼頡篇、譎怒也。野王案、此与_二瞋字_一相似不同、在_二目部_一。今為_二惠字_一、在_二心部_一」(原本系玉篇)という義からして、ウタクに「嗔」字を宛てることができなくはない。しかし右の本文には「怒而、宇多岐依来」とあり、「嗔」の意は「怒」で示されている。更に「嗔」を続けることは適切でない。また、ウタクは擬音語系の和語であろう。その音的な印象を表現することは「嗔」という訓字では果されえない。逆に言えば、それほどに歌謡のことばに密接なのである。そのことにおいて、この訓字を敢えて宛てない事例は、既述の訓字が歌謡の語に対応するという関係に対して、裏側からそれを立証することになる。それは反例ではない。

記歌謡についてのそのあり方は、一方の、それを顧慮し

ない紀歌謡と比較する時、際立っている。

於是、女鳥王坐_レ機而織_レ服。企、天皇歌曰、

壳杼理能 和賀意富岐美能 於_レ呂須波多 他賀多

泥呂迦母 (下巻 仁徳 記66)

では対応をもつ箇所が、紀歌謡では、

時為_二皇女_一織_レ女人等歌曰、

比佐箇多能……謎廼利鐵 於_レ瑠箇儼麼多……

(仁徳紀四十年三月 紀59)

のようにある。「練」は、合わせた糸で堅く織った絹、かとりぎぬ、「練。古嫌反。説文、兼(練)并(并)絲繪也。廣雅練謂_二之練_一」(原本系玉篇)とある。「絹₁₃練」(神功前紀、熱田本訓)という例もある。「箇儼麼多(金機)」とは、製品と織機といった関連を考へうるが、「織_レ練」をカナハタオルと訓むような、ことばの上での直接性は、「仁徳紀」のこの記述の中に考へにくい。むしろ「織_レ練」は、「新人工_レ織_レ練、故人工_レ織_レ素」(古楽府「上山采_二蘆蕪_一」、練はここで黄絹、素の白絹と対比される)などからの潤色という面が強い。それはまた、『日本書紀』の一般的態度でもあった。

3 歌謡と訓字 (2) 訓詁

さて、以上の歌謡の語の訓字の契機について、次の二点

は殊に注意すべき面をもつ。まず、次の例は、既述の関係の緊密さからして、本文自体に考える点をもつことになる。到_レ於_レ波迹賦坂、望見難波宮、其火猶炳。余、天皇亦歌曰、

……迦藝漏肥能 毛由流伊弊牟良……

(下巻 履中 記76)

『古事記』の文脈からして、歌謡中の「かぎろひの」は、一種枕詞のように解されることになる。「かぎろひの」心もえつつ(萬9・一八〇四)の例がある。とすると、「炳」(真福寺本他)はモユの語を含む訓みでありたいところである。『其火猶炳』を、古事記伝は「ソノヒナホアカクミエタリ」と訓んでいるが、歌謡から考えれば、『ソノヒナホエタリ』と訓む方が適切であろう(青木氏前掲書)という指摘が既にある。また、『古事記 新訂版』(西宮一民氏編)にも、「歌詞のモユルに合わせて、『炳』はモエテアリと訓む」とある。しかし、「炳」の訓義は、「炳。彼四反、著明」(萬象名義)であって、『類聚名義抄』の和訓にも「アキラカニ、アラハル、トモス」などとあって、モユの訓はない。それに忠実である限り「炳 モエテアリ」は強引で、こここの訓は、『炳』は新撰字鏡に『著明也。明之貌』とあるのによる。古訓アカクミエタリ」という判断からアカシと訓む(思想大系『古事記』)

のがよいということになる。しかし、文脈と、また歌謡との既述の関係からすれば、「炳 モエテアリ」は一つの要請であろう。その矛盾を解決するのが、次の一案である。

この文字は「炳」ではなく、「燂」として考えるべきではないのか。現存諸本では、曼殊院本が近い字体をもっている。「炳」(諸本集成古事記による)がそれで、参考までに同本の「炳」に似た字を示すと、「炳」(中巻 景行)がある。但し、右の訓はサカリナリである。「炳」は、もやすの意。「燂。而悦反。燒炳同上」(萬象名義)、「燂。而燂反。燃_レ火曰炳々。燒也」「炳。上字」(新撰字鏡)とあるように、「燂」や「燒」と同じ意である。『新撰字鏡』は、燒_レ熱。今作炳、同而悦反。通俗文、燃_レ火曰炳々、亦燒也

(玄応撰『一切経音義』十九「仏本行集経」三十四)を引くもの。当該の「炳」は、この「炳」が誤写されたか、或いはそれに通用させたものかであろう。「炳」なら訓はモエテアリであつてよい。『類聚名義抄』に、「燒 ヤク、モユ」「燂 ヤク、モ(ユ)」とある。「燂」は「燂炳」と使つて、「炳」に同義の字。『列子』(周穆王)に「陽氣壯、則夢涉_二大火_一而燂炳」とあり、晉の張湛の注に、「火性猛烈、遇則燂炳也」とみえる。このように考えると、曼殊院本が前掲の字体でサカリナリの訓をもち、諸本のうち

「炳」の本文に対してサカリナリの訓を付しているもの（鈴鹿本、前田本、猪熊本）のあることは、「炳」の訓義に適っていることになる。『類聚名義抄』は「燔 サカリ」ともする。『古事記』述作者が、ここに「炳」ないしそれに通用させて「炳」字を用いる時、右の訓詁は知っていたとすべきだろう。

漢字、漢語の知識という点では、次の例が際立つ。

於是、為_レ煮_二大御羹_一、採_二其地之松菜_一。時、天皇到_レ坐其娘子之採_レ松_レ処_一。歌曰、

夜麻賀多迹 麻祁流阿袁那母 岐備比登々 等母
迹斯都米婆 多怒斯久母阿流迦

（下卷 仁徳 記54）

「松菜 松」を歌謡によってアヲナと訓むのは確実である。松菜は、阿袁那と訓べし、即御歌に見ゆ」（古事記伝）。しかし、アヲナの訓の見出せるのは、

蔓菁_{付下體}。蘇敬本草注云、蕪菁_{無音}。北人名_二之蔓菁_一。上音曠、阿乎奈。楊雄方言云、陳宋之間蔓菁曰_レ葍_{音葍}。毛詩云、采_レ葍采_レ菲_{音斐}。無_レ以_三下體_一。加布良。下體、根莖也。

此二菜者、蔓菁与_レ葍之類也。（倭名抄・菜蔬）

である。「蘇敬本草注」は、唐の高宗の顕慶四年（六五九）蘇敬の注したものである（唐書）『新脩本草』を指し、その内容は、宋の唐慎微撰『經史證類大觀本草』に「唐本

注」としてあげられる。「箋注」はもちろんそれを引く。そして、「箋注」もあげるように、「唐本注」は、「松菜」の項に次のように記す。

松菜不_レ生_三北土_一。有_レ人將_レ子北種。初一年半為_二蕪菁_一、二年松種都絶。將_二蕪菁子_一南種、亦二年都変。

この内容、即ち「松」が南方の種であつて、北方の蕪菁と類似種ではあつても、北方では育たないというような南北の差は、次の文の内容と符合する。

采葍。孚容反。除音豊、須也。字書作_レ葍、孚容反。草木疏云、蕪菁也。郭璞云、今松菜也。案江南有_レ松、江北有_二蕪菁_一、相似而異。松、音嵩。

（初唐陸德明『經典釈文』「毛詩音義」）

『倭名抄』も引く「毛詩」（邶風・谷風）の一節「采葍采_レ菲、無_レ以_三下體_一」についての注文である。そこに引かれる音の郭璞「毛詩拾遺」の文は、松菜が南方種で蕪菁が北方種であることを指摘する早いものであろう。その二つ差は、品種上のものであるよりは方言的なことに属する。前漢揚雄「方言」に、次のようにみえる。

葍、旧音曠、今江東音嵩、字作松也。蕪、鈴鏡、蕪菁也。陳楚之郊謂_二之葍_一、魯齊之郊謂_二之蕪_一、閩之東西謂_二之蕪菁_一、趙魏之郊謂_二之大芥_一、其小者謂_二之辛芥_一、或謂_二之幽芥_一（以下略）

郭璞注(小字部分)によれば、シユウという名は晋代以後のものであろう。また『倭名抄』が誤って「方言」として引く、『礼記』(坊記)の鄭注「葍。蔓菁也、陳宋之間謂之葍」も、そうした方言性の一環である。但し、すべてを同一種だと判断することもできない。渡辺武氏は、『四民月令』の注で、「蕪菁」^⑮について、「方言」の右の区別をあげ、かつ「カブラ以外のアブラナ属植物も含まれていると思われる」とし、また「梁・隋・唐の時代は、華北では、根茎部を食用とするカブラが、また華中・華南では葉を食べる菘が発達した」としておられる。

そうした差は、平安時代には次のように記録されている。

・葍。子封反、菁也、菘根也、阿乎奈 (新撰字鏡)

・菘。息隆反、菜名、太加奈 (同右)

・菘植。三石^⑯。榆^⑰。五斗^⑱。升^⑲。蔓根須須保利六石^⑳。豆^㉑。五斗^㉒。升^㉓。菁根搗五斗^㉔。升^㉕。

(内膳式「漬秋菜料」訓は九条本)

「葍」アヲナ、菘」タカナ」の区別(新撰字鏡)も「蔓菁」も、『倭名抄』における「蔓菁(蕪菁)アヲナ、辛芥」タカナ、葍」カブラ(ナ)という区別同様、その当時あった品種や和名の区別に適宜漢字を宛てるに過ぎない。それらを名称や品種の分化のあとと見るなら、「古不」甚分

別」(箋注)というあり方がその以前に考えられてよい。

菜を摘んで煮ることは、「娘子らし春野の菟芽子^㉖摘みて煮らしも」(萬10・一八七九)というようにあり、竹取翁の出会った「煮羹之九箇女子」(萬16・三七八五)も、摘んだ菜をそこで煮ていたのであろう。記54のアヲナは、そうした菜類の総称であったと思しい。それらのうちの、根が大きく臍(「鳴臍^㉗加来良」新撰字鏡)のような下體となる品種を特にカブラと呼ぶことも、葉が特に丈高いものをタカナと称することも、或いはそうした品種の分化自体明らかでなかつた状態だったとすべきだろう。「蔓菁煮将来」(萬16・三八二五)の「蔓菁」が「蔓菁^{下體付}」(倭名抄)でなかつたとしても、その名称はアヲナであつただろう。同様に、「令天下、勸殖桑紵梨栗蕪菁等草木」^㉘。以助五穀^㉙」(持統紀七年三月)の「蕪菁」も、上代に訓読するとしてたらアヲナであつた(古訓もアヲナ)だろう。

以上のように考えれば、『古事記』が「阿袁那」に訓字を宛てようとする時、選択肢はいくつかあつたことになる。その中から「菘菜」を選ぶ以上、「菘」がどのような用いられ方をしているかはよく知っていたであろう。江南、江東などという地域の名称を用いることは、海路淡路島を経て「幸行」する吉備の地での菜つみにふさわしかったに違いない。

訓字を宛てようとする時、それぞれの字の訓話を知ることとは必須であろう。それがいかにも窮屈なことに思えるのは、我々が基本的に平かなの世界に住まっているからに過ぎない。我々の文字意識は、音とほぼ直接して意味喚起を果す表音文字になじんだそれである。仮名すら漢字で記していた状況の中では、漢字の訓話に通じることはごく当然の前提であった。「菘」について、宣長が「字には拘るべからず、凡そ古人は、字をば心々に当たればなり、字異なりとて疑ふべからず」(古事記伝)としていることは、むしろ逆の事態があると考えた方がよい。

歌謡における訓字の契機として述べてきたことは、『古事記』が、日本語の文として確定されてある先行の資料を訓字を中心とした形態に表わそうとした時の態度と方法を窺わせる。勿論歌謡自体の先行は保障の限りでない。むしろあげられるべきは、歌詞と所伝の訓字の関係であつて、歌謡のことを訓字でという理論的な先後は、『古事記』が先行する日本文に對したあり方に並行的である。『古事記』が歌謡のことに對した忠実さもまた、その全体に一般化されてよい。そこには、同じく歌謡に對した『日本書紀』がことばにではなくことがらに就いた説明をもつたこととの差が見られる。歌謡のことに意味に反省的な態度

で訓字を宛てるためには、正確な訓話の知識を必要とする。ここに述べたそのあり方もまた、全体に及ぶとすべきである。

4 萬葉歌の場合

決定されてある歌詞のことにば訓字を宛てることは、『萬葉集』の訓字表記に共通する。『萬葉集』の歌を文として書き表わす時、仮名書にしなければ、概ね訓字を主とした表記方法をとることになる。歌は少なくとも音声言語としては、文としての形態を決定しているとしなければならぬ。言わば、価値的には既に仮名書きされているとしてよい。訓みのゆれは所詮忘却の結果でしかない。それをあらためて訓字で表記することは、ちょうど歌謡の語に訓字を宛てる『古事記』本文のあり方に似るのである。

但し、『萬葉集』の場合、種々の要素があつて、より複雑である。次にその複雑さの一端をみる。

待時とぎまち而 落鍾おつるしづめ禮能 雨零あめやみ収 開朝香あけあしたか 山之黄やまのむぎ変

(8・一五五) 市原王

本文に異同があり、応じて訓みも諸説をみるが、措いてこの形で確定しているものとする。この歌は、歌の文をどう訓字で表わすかという視点から見ると興味深い。「雨零収」の「零」がフルの訓字として多用されるのは周知のこ

と。「収」は、次の例からして、(雨が)ヤムの意である。

散雨収_ミ夕台、行雲卷_ミ晨障_一

(齊劉繪「同_ミ沈右率諸公賦_ミ鼓吹曲_二首_一・巫山高」)

謝宣城詩集

「零収」は、フルとヤムの訓字を組み合わせて、「ふつてやんだ」の意としてヤミヌの義訓として用いた表記である。次に「黄変」は、

桑條旦夕勁、綠葉日夜黃

(晉左思「雜詩」文選卷二十九)

などの応用であろう。但し「黄」はもみじするの意ではなく、単に黄色を呈するの意で、

庭梅飄早素、簷柳變初黃。

(隋劉端「和_ミ初春宴_ミ東堂_三応令_一」初学記・饗讌)

は春の情景である。もつとも、柳が芽ぶく意のこの例の「変初黄(変じて初めて黄たり)」などからの応用としての義訓かも知れない。「黄反」(8・一五二六)も同じ義訓で、「反」は「変」に通用させた字。

訓の契機は、この歌で、右を含む訓字の部分に限らない。「鍾礼」をシグレと訓むのは、「鍾」字を二音節にあてる音仮名だが、単に音によってのみ選ばれているのではない。「萬葉集」にシグレの訓字表記はない。最も多用されるこの「鍾礼」の表記は、「鍾」に「当」という訓義のあるこ

とが関わっていると考えられる。この表記は黄葉と共起的であるシグレに偏在する。黄葉の時にあたつてふる雨としてシグレが意識されたことの現われである。その意識は、平安朝以後「時雨」の義訓表記の中に見られる。一五五一番歌がシグレを「時待ちて落つる雨」としながらも、「時雨」という表記が「萬葉集」になかったのは、その訓の契機が「鍾礼」に果されていたからであろう。

『萬葉集』には、また漢語の翻読によつて成立した歌語という一群がある。シラツユは「白露」から成立した翻読語である。かつ、この語は、漢語の「白露」が「秋露」と同じ意で用いられる詩賦の用法に倣つて、次の例では「秋の露」(これも翻読語)と同じに用いられている。

大伴宿祢家持秋歌三首

秋野尔 開流秋芽子 秋風尔 靡流上尔 秋露置有
(8・一五九七)

棹壯鹿之 朝立野辺乃 秋芽子尔 玉跡 見左右 置有白露
(8・一五九八)

狹壯鹿乃 胸別尔可毛 秋芽子乃 散過鶏類 盛可毛 行流
(8・一五九九)

右天平十五年癸未秋八月見_ミ物色_一作

「秋露」「白露」と並べて用い、そしてどちらも出でない第三首では、秋芽子が散つたのは、はて鹿のせいであ

ろうか、それとも単に盛りが過ぎたからかと思案し、どちらにせよそれは露のせいではないと締めくくる、つまりは三首とも秋芽子と露を詠む歌である。⁽²⁷⁾「白露 シラツユ」という訓は形式としてのみあって、意義的な実質を主張しない。歌詞として確定した文に訓字をということに尽きない関係であり、『萬葉集』の用字法と表現の知的な遊戯性の一面である。

『萬葉集』におけるような訓の契機の多様な現れは、もちろん『古事記』にはない。その差はレベルのそれであるよりは、歌のことばを表現しようとする『萬葉集』と、歌謡のことばへの注釈的説明であることを目的とする『古事記』の該当部分のあり方の差であろう。但し、その関連は両者に連続的な質を思わせる。記歌謡は、この点でも萬葉歌の以前⁽²⁸⁾と言えるのである。

注

- (1) 一九九五年、高科書店。
- (2) 小島憲之氏『上代日本文学と中国文学 上』(一九六二年、塙書房)。
- (3) 金井清一氏「古事記序文私見―稗田阿礼の誦習したものの―」(『国語と国文学』一九八二年十一月)。

(4) 前稿「古事記の『文』」。

(5) 小著『萬葉の知』(一九九二年、塙書房)。

(6) 「居山以魚鼈為礼、居沢以鹿豕為礼、君子謂之不_レ知礼」(礼記・礼器)は、鹿や豕を礼物とするという意で、「鹿猪」という一語なのではない。

(7) 『日本書紀』における「一本、以_二阬蛇何_一易伊麻司也」というような注記(紀75)からは前者の可能性が、また、対応する記歌謡と紀歌謡の差が多く助詞のちがいなどの少差に限られることからは後者の可能性が考えられる。

(8) 注(5)小著。

(9) 一九七〇年、風間書房。

(10) 注(5)小著。

(11) 別稿「見えないものの歌―萬葉歌の空間性―」(伊藤博博士古稀記念 萬葉論叢一九九五年刊行予定、塙書房)に詳説。

(12) 「そこらのつばくらめ、こうまざらんや」(竹取物語)、「かりのこのいとおほかるを御らんじて」(源氏物語・真木柱)の例がある。なお室町以後に例をみるタマゴは、玉にして卵であるもの意。

(13) 「懷、傷也」(篆隸萬象名義)、「懷、イタイカナ」(名義抄)。

(14) 「謂駢_レ絲為_レ之。双絲繪也」(段玉裁『説文解字注』)、「淮南子齊俗訓云、縑之性黃、染之以丹則赤」

(王念孫『廣雅疏證』)。

(15) 「蘇敬新修本草二十一卷」(日本国見在書目録)として伝来した。

(16) 『集韻』に、「嵩。思融切、(中略) 菘_レ苾_レ苾、菜名或作苾_レ苾」とある。

(17) 『藝文類聚』(弓)に「郭璞毛詩拾遺」とある書。

(18) 渡辺武訳注『四民月令 漢代の歳時と農事』(一九八七年、平凡社東洋文庫)。なお、菜類の南北の差は、

『顔氏家訓』(書証)にもみえる。

(19) 「かくのごとく相類するをもつて、『古事記』『万葉集』の編せられた頃は未だその(無菁と菘―内田注)區別がはつきりしないで、どちらもアヲナと称していたのらしい」(青木正兒『中華名物考』「唐風十題・(九)青菜」△一九五九年、春秋社▽)。

(20) 「五穀不_レ登、……種_レ無_レ菁_レ以助_レ人食」(後漢書・桓帝紀)に做うもの。

(21) 義訓による熟字訓という判断が、井手至氏『萬葉集全注卷八』(一九九三年、有斐閣)にみえる。

(22) 「方今鍾_三百王之季_一、当_三陽九之会_一」(晉劉琨「勸進表」文選卷三十七)に、李善注「鍾、当也」とある。な

お神田喜一郎『日本書記古訓攷證』(一九四七年、養徳社、一九七四年改訂補訂版)著者発行)参照。

(23) 小稿「萬葉しぐれ考」(「ことばとことのは 第十集」一九九三年、和泉書院)に詳説。

(24) 橋本達雄氏『大伴家持作品論攷』「白露の美」(一九八五年、搞書房、初出一九七九年)による。

(25) 「至_レ乃秋。露如_レ珠、秋月如_レ珪、明月白露、光陰往来……」(梁江淹「別賦」文選卷十六)では、「秋月―明月」と同様「秋露―白露」と言いかえる文飾、また「愁生白露日、思起秋風年」(江淹「歴山詩」藝文類聚・山)は、「秋_平風_平」と対にすべく「白_仄露_仄」と用いたもの。「秋_平露_仄」では韻律をなさない。

(26) 芳賀紀雄氏「歌人の出発―家持の初期詠物歌―」(『日本古代論集』所収 一九八〇年、笠間書院)による。

(27) 注(11)別稿に詳説。

(28) 注(5)小著にその一斑を述べた。

シンポジウムでいただいた御質問、御意見に応えるべくつとめたが、なお果せない点をおわびしたい。

(一九九五年一月三十一日、旧暦元旦)